

**広島城天守倒壊シミュレーション映像化業務
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島城天守倒壊シミュレーション映像化業務
- (2) 業務内容
別添「広島城天守倒壊シミュレーション映像化業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで
- (4) 事業費
本業務に係る費用は 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課
広島市市民局文化スポーツ部文化振興課広島城活性化担当（本庁舎 2 階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
Tel 082-504-2869 Fax 082-504-2066
電子メール bunka-machi@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島城天守倒壊シミュレーション映像化業務公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当していないこと
- (2) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、提案者に準じ、上記(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ページ左の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ページ左の「令和8年度 プロポーザル・案コンペ案件」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年11月13日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

前記1(5)の契約担当課

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和8年11月13日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

応募資格確認申請書（様式1）を始め必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和8年11月12日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において、令和8年11月24日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

(1) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和８年１１月２５日（金）までの閉庁日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

(2) 提出場所

前記１(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査

(1) 広島城天守倒壊シミュレーション映像化業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案書の提出者全員に書面にてその結果を通知する（令和８年１２月初旬を予定。）。

9 その他

(1) 本業務の履行にあたっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) その他詳細はプロポーザル説明書による。